

議第 4 7 号 専決処分の承認について

1 提案理由

恵みの丘蒲刈の指定管理者であり、令和 6 年第 4 回呉市議会（1 2 月定例会）での議決を経て令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの期間について引き続き指定管理者に指定する予定としていました広島県果実農業協同組合連合会が、令和 7 年 2 月 1 日付けで、農業協同組合法（昭和 2 2 年法律第 1 3 2 号）に基づく農業協同組合連合会から株式会社に組織変更をしました。

当該組織変更を受け、当該株式会社を恵みの丘蒲刈の指定管理者として指定することについて特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、令和 7 年 1 月 3 0 日付けで地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

2 指定期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで（5 年 2 か月間）

3 団体の概要

団 体 名	J A 広島果実連株式会社
団体所在地	広島県東広島市河内町入野 1 1 6 3 1 番 1 3 号
代表者氏名	代表取締役 牧本 祐一
設立年月日	令和 7 年 2 月 1 日
設 立 目 的	農業の振興，経済状態の改善及び社会的地位の向上に寄与することを目的とする。
事 業 概 要	次に掲げる事業等 (1) 農業技術の向上に関する指導 (2) 青果物及び加工食品の販売・運搬・加工・保管 (3) 担い手育成事業 (4) 農業経営事業 (5) 農業施設の運営 (6) 農作業の受委託 (7) 農地の造成・改良及び管理事業又は農業水利施設の設置及び管理事業 (8) 農業用資材等の販売 (9) 農村工業に関する事業 (10) 農村の生活及び文化の改善に関する事業 (11) 前各号に附帯する一切の業務
資 本 金	3 7 7, 5 0 0 千円
従 業 員 数	5 3 人

役 員	代表取締役専務	原 泰 永			
	代表取締役常務	牧本 祐一			
	取締役社長	恩田 健			
	取締 役	金子 仁	占部 浩道	田中 義彦	
		村上 俊二			
	監 査 役	佐伯 隆弘	村上 克文	川本 健太	

4 組織変更の経緯

- (1) 令和6年10月28日，広島県果実農業協同組合連合会の総会の決議により，株式会社への組織変更が決定し，その効力発生日が令和7年2月1日とされました。
- (2) 令和6年11月25日，組織変更公告が官報に掲載され，債権者の異議申立期間は，掲載の翌日から1か月以内（同年12月25日まで）とされました。
- (3) 令和7年1月28日，株式会社への組織変更に向けて，広島県果実農業協同組合連合会の臨時総会が開催され，組織変更後の株式会社の名称（JA広島果実連株式会社）等が正式に決定しました。
- (4) 令和7年2月1日，JA広島果実連株式会社が設立されました。
- (5) 令和7年2月3日，JA広島果実連株式会社の取締役会が開催され，代表取締役等が決定しました。

5 その他

この度の組織変更においては，広島県果実農業協同組合連合会の権利及び義務並びに事業が全てJA広島果実連株式会社に引き継がれます。このため，公募を行わず，同株式会社を指定管理者として指定しました。また，指定管理業務に係る事業計画，収支計画等についても，広島県果実農業協同組合連合会から提出されたものと内容に変更はありません。